

公表第14号

地方自治法第252条の38第6項の規定により、久留米市長から包括外部監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表します。

令和6年12月25日

久留米市監査委員	山口文刀
久留米市監査委員	樋口明男
久留米市監査委員	佐藤晶二
久留米市監査委員	石井俊一

ページ	部局名	課名	指摘事項及び意見の内容	区分	措置内容／意見に対する見解等
22	子ども未来部	総務	第3章 監査結果総括 1. 監査結果の共通の意見 (意見1)市の関与方法の変化 日本は空前の人手不足社会に突入している。今回の監査対象である子ども・子育て支援事業は人頼みの事業であり、市民ボランティアを前提とするファミリー・サポート・センター事業、多くの支援員を必要とする学童保育所整備・運営事業などで人手不足によりその活動が制限される事業が出始めている。 業務の委託先が人手を確保できないため市の業務を遂行できない、という事態を避けるためには、ボランティアや支援員の募集に市の広報を無償で利用してもらい、事業紹介を市みずから実施するなど、今までの完全委託から委託先と市の協業などへ転換してサービスを提供する市側の取り組み方の変化が求められる時代になっている。市職員のかかり方の変化に期待する。	意見	子ども・子育て支援事業における人材確保については、子育て支援ニーズへの対応や学童保育所の受入れ拡大をはじめとして、事業を進める上での重要な課題であると認識しております。これまでも人材募集の広報や事業紹介を市が積極的に関与して行ったり、働きやすい環境づくりや処遇改善のために委託料の見直しを行ったりしております。引き続き、委託先の事業者との連携を強化し、人材確保に向けて取り組んでまいります。
22	子ども未来部	総務	第3章 監査結果総括 1. 監査結果の共通の意見 (意見2)単費(一般財源100%)事業の有効的活用 子ども未来部の市単費事業は、令和4年度では375百万円の実績がある。一方で予算をとった事業で年度実績が低い事業は、保育所入所支援金奨励金事業、産休等代替職員雇用費助成事業、結婚・妊娠・出産・子育て希望支援事業(こども子育てサポートセンター)である。この中には実績のない事業もあり、また、非行を生まない社会づくり事業のように利用されていても時代ニーズにマッチしていない事業もあり、このような状況になっている原因分析とともに限られた予算を有効に活用するため、タイムリーにスクラップアンドビルドを行う必要性は高い。	意見	子ども未来部の事業は国庫等補助事業が多く、国の動向に連動したものがほとんどでございます。市単費事業については限られたものではあるものの、国県等の子ども・子育て支援制度の状況なども踏まえて、適宜検証を行い、見直しを図っております。 ご意見をいただきました事業の中には、長引くコロナ禍を原因として実績が少ない事業もありますが、令和5年度においては、近年の少年非行の減少傾向や若者相談窓口の設置等に伴い、青少年立ち直り支援活動事業(みらくるホームの運営)を終了しました。
22	子ども未来部	子ども政策課	第3章 監査結果総括 1. 監査結果の共通の意見 (意見3)学童保育運営事業の関わり方 学童保育所運営事業は、久留米市学童保育所連合会へ随意契約で委託することが、久留米市放課後児童健全育成事業実施要綱にて定められているが、本文で記載のとおり、放課後児童支援員(支援員)の増員対応、市への実績報告資料の不備、学童保育利用料収納状況把握などの課題があった。委託事務全般についての適切な精査が必要である。 学童保育は、共働き世帯を支える大切なインフラであることから、久留米市も久留米市学童保育所連合会への関与をより積極的に行い、常日頃から市民ニーズに合ったサービス提供が学童保育連合会を通じて実現できているかを検討し、児童へ安心・安全な環境を整備することに努める必要がある。	意見	これまでも学童保育所運営業務につきましては、久留米市学童保育所連合会に委託し、委託契約書に基づき、適切に執行されるよう監督してきたところです。今回のご意見を踏まえ、適宜、契約内容を見直ししながら、学童保育所運営業務委託全般において、適切な管理、対応に努めてまいります。

ページ	部局名	課名	指摘事項及び意見の内容	区分	措置内容／意見に対する見解等
22	子ども未来部	総務	<p>第3章 監査結果総括 1. 監査結果の共通の意見 (意見4)事業の成果指標・課題意識 各事業の成果指標は設定されていない事業が多く、事業の有効性に関するPDCAサイクルを実施している事業はさらに少ない。 目まぐるしく変化する現代において、成果指標に基づいて事業の有効性を毎年検討し、市民ニーズの変化をとらえ、ニーズに合ったサービス提供、不必要な事業の撤退などをタイムリーに検討していく必要性が高いと考えられる。 また、今回の外部監査に当たり、担当者及び担当課に対するヒアリングないしアンケートの形式で各事業に対する「課が考えている課題」を尋ねたが、「特になし」と回答されたものが多かった。しかし、どの事業も大小何らかの課題はあるように見え、課題意識が弱いように見受けられた。 課題の発見が改善への第一歩である。日常業務の中でより多くの課題に気づき、解決する取組を積極的に行われたい。</p>	意見	<p>成果指標については、市の総合計画や「くるめ子どもの笑顔プラン」に定める事業がございいますが、定めていない事業につきましては、ご意見を踏まえ、客観的な判断ができ、事業へのフィードバックにつながるような手法を検討していきたいと考えます。 また、各事業について、常に課題意識をもって業務に当たるよう、職員の意識向上に努めてまいります。</p>
23	子ども未来部	総務	<p>第3章 監査結果総括 1. 監査結果の共通の意見 (意見5)子ども子育て応援方針 現代日本では少子化が問題となっている。一般的に少子化の原因は、核家族化の影響などで子どもを産めば産むほど経済的、肉体的負担が増加し、親世代の豊かさを犠牲にしてまで子どもを産みながらなど言われているが、子どもを育てたい、育てて良かったと思える環境を構築することはできないだろうか。 例えばひとり親家庭は、平均収入が低いなど、生活に困窮しているケースが多いと言われている。このような子育てに特に不安の多い世帯に重点的に予算を配分し、社会全体の子どもとして育てる仕組みを築くことはできないだろうか。 久留米市は子どもの数、ひいては人口を増やしたいのであれば、他の市町村や、国の制度よりも、ひとり親世帯など、子育てに特に不安の多い世帯に予算を重点的に配分することも一案に思う。子育て補助が他の都市よりもずば抜けて秀でることができれば30年後の久留米市の人口は増加するかもしれない。子育て支援は30年先への投資と考え積極的に実施すべき事業だと考えられる。そのためには、子育て関連の市の単費事業の予算額を増加し、より効率的・効果的な施策を実施していくことが肝要である。</p>	意見	<p>少子化対策の施策については、国の施策や考えを踏まえ、他自治体の例なども参考に検討してまいります。</p>
70	健康福祉部	健康推進課	<p>第4章 各論 2. 公衆衛生 I 健康増進 2 小児慢性特定疾病児童等自立支援事業 (意見8)実態調査の実施 i 結論 実態調査を実施し、ニーズの把握に努めるべきである ii 理由 事業実施状況から明らかなように、ピアカウンセリングについては、ほとんど実施されていない。 ピアカウンセリングについては、久留米市内に小児慢性特定疾病医療証を持つ患者が250人しかいないこともあり、ピアカウンセリングを実施する講師を選ぶことが非常に困難な状況にある。また、小児慢性特定疾病と言ってもその種類は多岐に渡り、ある患者の経験が他の患者にも効果的な場合もそれほど多くはない。更に、患者数の多い病気については患者会が立ち上がっており、既にピアカウンセリング類似のより充実した仕組みが存在する。一方で、患者数の少ない病気については、前述の講師を選ぶことは益々困難になり、かつ参加希望者も少なくなってしまう。 久留米市では、当初外部委託によりピアカウンセリングを含む自立支援事業を実施していたが、受託先の看護職員の確保の難しさ等により、令和2年度から外部委託を停止し、主として課の保健師により自立支援事業を行っている。 令和5年度から、自立支援事業に関する実態調査が努力義務となっている。自立支援事業の一つである、ピアカウンセリングについても、事業実施への課題を把握し、更なるニーズを掘り起こすため、新たに実態調査を検討すべきと考える。</p>	意見	<p>本市における相談支援事業(ピアカウンセリング)は、患者及び保護者アンケートによるニーズを踏まえ、専門家による講演と患者家族相互のカウンセリングを併せた形式で毎年行っています。 ご意見のとおり、相談支援事業における更なるニーズを掘り起こしは非常に大切であるため、毎年行っている患者及び保護者へのアンケート調査を、厚生労働省が作成した『実態把握調査の手引き』を踏まえて見直し、令和6年度中に実態調査として実施します。</p>

ページ	部局名	課名	指摘事項及び意見の内容	区分	措置内容／意見に対する見解等
72	健康福祉部	健康推進課	第4章 各論 2. 公衆衛生 1 健康増進 3 小児慢性特定疾病児童等療養生活支援事業 (意見9)アンケート i 結論 アンケートを実施するべきである ii 理由 過去4年間利用者がまったくいない。レスパイト事業自体は、不断の看護を要求される患者家族に対して休憩を与えるものであり、ニーズの高い事業であると考えられる。そのため、利用に至っていない理由を詳細なアンケートの実施によって把握し支援が必要な患者家族に支援が行き渡らせるにはどうすべきであるか把握に努めるべきである。	意見	ご意見を受け、上記の実態調査と併せて、レスパイト事業に関するアンケートも、令和6年度中に実施します。
73	健康福祉部	健康推進課	第4章 各論 2. 公衆衛生 1 健康増進 3 小児慢性特定疾病児童等療養生活支援事業 (意見10)障害者福祉課との連携 i 結論 障害者福祉課との連携が必要である ii 理由 障害者向けに医療的ケア短期入所制度というレスパイト制度が存在する。小児慢性特定疾病児童等医療生活支援事業とは、競合する制度であり、本事業の潜在的利用希望者が、医療的ケア短期入所制度を利用し、その結果として、本事業の利用者が少なくなっている可能性がある。 医療的ケア短期入所制度では、小児慢性特定疾病児童等医療生活支援制度とは異なり、経済的負担があるものの(1割)、年間利用可能日数が多く、入所者の要件も緩い。そのため、医療的短期入所制度が優先的に利用されている可能性がある。 但し、現在のところ、障害者福祉課との連携は充分ではない。支援が必要な者が要件を満たさない場合に他の利用可能な制度を案内したり、利用可能だったとしてもよりニーズにマッチした制度を案内したりするなど、市民に適切なサービスを提供するためにも、担当課で各制度間の違いやメリットとデメリットを把握するなど、競合する制度について理解しておく必要がある。 もし、医療的ケア短期入所制度が、小児慢性特定疾病児童等医療生活支援制度のほぼ上位互換であって、全ての利用希望者に対して医療的ケア短期入所制度を勧めるのが適当な場合は、本制度のために人的リソースを割き、関連機関と体制を整え、申込があれば常に利用可能な状態に置いておくこと自体が非効率となってくる可能性もある。その場合には、事業の廃止を検討すべきである。 以上のような対応をとるためには、障害者福祉課と連携を強める必要がある。	意見	ご意見を受け、令和5年12月に障害者福祉課と、双方が実施するレスパイト制度についての意見交換会を実施しました。 結果として、当課のレスパイト事業では急変時に医師の対応が可能である点や長期間の利用が可能であるというメリットがありました。制度としての敷居が高いため、頻繁に利用者があるものではありませんが、現在の登録者が他制度を利用できない場合のセーフティーネットとして、制度の維持は必要だと考えております。 今後も、障害者福祉課とはしっかりと連携して事業運営を行いたいと思います。

ページ	部局名	課名	指摘事項及び意見の内容	区分	措置内容／意見に対する見解等
73	健康福祉部	健康推進課	第4章 各論 2. 公衆衛生 I 健康増進 3 小児慢性特定疾病児童等療養生活支援事業 (意見11)患者家族に利用を促す i 結論 県と協議し、患者家族への案内文書を修正 ii 理由 本事業周知のため、「久留米市小児慢性特定疾病等レスパイト支援事業のご案内」及び「利用の手引き」という案内文書を患者家族に配布している。 しかし、同案内文書は、「ご自宅と同等の介護・療育環境を整備することは困難ですので、あらかじめ、ご了承ください」や「お子様の病状や医療機関の空きベッドの状況等によっては、入院できないことがあります」等の利用を躊躇させる文言がある一方で、たいへんな看護に疲弊してしまった患者家族の気持ちに寄り添い利用を促す文言がほとんどない記載されていない。 担当課によれば、実態を利用者に正確に伝え苦情を未然に防ぐためのものであるとのことであった。 その一方で、患者家族としては、病気の子どもの預けるにあたってどのような体制で子どもを看護してもらえるのか不安があるため利用者が少なくなっている可能性があるとも考えられている。 まずは、事業の利用が少ない要因をしっかりと把握し、利用を促す方策をとるべきである。 福岡県等と協議を行い、案内文書にも患者家族に寄り添い、利用を促すような文言を入れることによって、利用者が安心して病気の子どもの預けられる体制を築くことが必要ではないか。	意見	ご意見のとおり、令和6年度中に、共同で事業を実施している福岡県とも協議を行い、利用者がより安心して事業の利用検討ができるように「利用の手引き」の文言の修正等を実施します。事前に伝えておくべき文言の削除は出来ませんが、表現を柔らかくしたり、前向きな内容も記載できるような工夫をする予定です。
78	健康福祉部	健康推進課	第4章 各論 2. 公衆衛生 I 健康増進 5 若年者の在宅ターミナルケア支援事業 (意見12)貸与福祉用具の名称の変更及び案内文書の更新 i 結論 「認知症老人徘徊感知機器」の名称を変更及び案内文書の更新 ii 理由 実施要綱に定められた貸与福祉用具の名称に、「認知症老人徘徊感知機器」というものがある。せん妄の症状のあるがん患者のために「認知症老人徘徊感知機器」を転用できるためである。しかし、認知症老人ではないためこの名称では必要な患者家族が自身が給付の対象であると気づけない可能性がある。案内文書中では、「徘徊感知器」などと誤解させない表現にするのが適切である。	意見	令和6年度中に、市ホームページ及び事業チラシの文言の見直しを行います。
84	健康福祉部	医療・年金課	第4章 各論 2. 公衆衛生 III 医療体制 1 小児救急医療事業 (意見13)事務組合参加市町村以外の利用市町村の協力金要請 筑後市、八女市及び八女郡広川町からの患者が多いのであれば、久留米広域市町村圏事務組合への協力金支払いを促すため、受診患者数実績などを示し、適切な協力を働き掛けていくべきだと考えられる。	意見	令和7年度予算編成期において、久留米広域市町村圏事務組合が筑後市、八女市及び八女郡広川町への支払金協議に赴く際に、同席することを申し入れする予定です。

ページ	部局名	課名	指摘事項及び意見の内容	区分	措置内容／意見に対する見解等
100	子ども未来部	こども子育てサポートセンター	<p>第4章 各論 3. 児童福祉 II 子育て支援 1 子育て交流プラザ運営事業 (意見14)施設借上料の按分 現状 本事業に係る施設借上料として、30,631千円が計上されているが、このうち、他事業に係る施設借上料も含まれており、専有面積等、その利用に応じた按分計算が行われていない。 意見 子育て交流プラザの中に、ファミリー・サポート・センター事業の本部(ファミリー・サポート・センターくるめ)が配置されている。ここに配置されている人員は子育て交流プラザ事業とは関連のない人員であり、かつ、独自にそのスペースが確保されている。 この点、事業実績を実態に応じ適切に評価するためには、事業ごとの専有面積を測定し、当該面積に応じ按分計算を行う等、施設借上料について、事業ごとに、その利用に応じた支出額負担を行うよう改善を行う必要がある。</p>	意見	<p>ご意見の施設借上料については、子育て支援体制の充実という「大事業」レベルで同一事業として整理しているもので、事業の評価とは別に予算の計上と執行を行っているものです。今後とも、効率的かつ適切に事務を進めてまいります。</p>
100	子ども未来部	こども子育てサポートセンター	<p>第4章 各論 3. 児童福祉 II 子育て支援 1 子育て交流プラザ運営事業 (意見15)定量的な評価指標の設定 現状 個別具体的に定量的な成果指標の設定が行われていない。 意見 子育て交流プラザ事業について、個別具体的に定量的な成果指標を設定していないことは、事後的に当該事業の必要性及び効果を定量的に把握することが出来ず、当該事業の見直しを検討するための判断材料が不足するほか、当該事業の必要性に係る説明責任の観点からも改善する必要がある。 なお、この点、本事業も含めた久留米市地域子育て支援事業として「地域子育て支援拠点12か所」の利用者見込数を設定し、包括的に評価しているとの回答も得たが、事業ごとに利用対象者や利用目的等は異なること、また事業運営は個別に実施されていることから、その評価指標も個別に設定する必要があるといえる。 また、当該事業の運営委託先から毎年提供される実績報告の中に、利用者アンケート結果といった定性的な情報も含まれているが、こちらについて久留米市側で具体的に検討が行われている証跡が確認できなかった。これら定性的な情報も、今後の事業継続の要否を判断する上では非常に有用な情報であることから、もっと積極的に活用されたい。</p>	意見	<p>地域子育て支援拠点の全体的な数値は成果指標の設定を行い、対外的に公表しているところです。その中で個別の事業についても、公表はしていませんが成果指標の設定は行っております。 また、限られた市の財源を効率的・効果的に活用していく観点から、毎年度の予算要求時などの時期を活用し、利用者数やアンケートの結果などを用いて現状分析・課題抽出することで適切な事業評価を行っていきたく考えております。</p>

ページ	部局名	課名	指摘事項及び意見の内容	区分	措置内容／意見に対する見解等
101	子ども未来部	こども子育てサポートセンター	<p>第4章 各論 3. 児童福祉 II 子育て支援 1 子育て交流プラザ運営事業 (意見16)利用率を上げるため、市として提携の駐車場を確保する等の改善対応</p> <p>現状 子育て交流プラザは、西鉄久留米駅直結の施設に配置されており好立地である反面、提携の駐車場が確保されていない。利用者アンケートにおいてもその点について改善を求める声がある。</p> <p>意見 子育て交流プラザは、好立地に配置されており、公共の交通機関を使つての利用は便利である反面、市民の多くは自家用車による移動が中心であるのが実態であり、このような市民が子育て交流プラザを利用しようとする際に障壁となっている懸念がある。 子育て交流プラザがある施設周辺には、多数の駐車場があるが、その好立地さゆえ、駐車場料金が比較的高い傾向がある。提携の駐車場を確保し駐車場の利用料金を一部免除することは、子育て交流プラザの更なる利用率の向上につながると考えられる。 また、子育て交流プラザがある施設や周辺の施設(西鉄久留米駅構内や近隣の百貨店等の施設)には飲食店等があるため、子どもを遊ばせている間に周辺施設で買い物を行ったり、遊ばせたついでに周辺施設に子どもと立ち寄りたりと、子育て交流プラザの利用率があがることはひいては、周辺の施設の利用機会も増え駅周辺施設の活性化に繋がるといった相乗効果も期待できる。 以上のことから、市として施設利用者のために提携駐車場を確保するといった改善策の対応が必要と考える。</p>	意見	<p>ご意見のとおり、提携駐車場を確保し、駐車場の利用料金を一部免除することは一定の効果が見込まれるものと推察されます。</p> <p>一方で、受益者負担の原則の考えや市の財源の確保という観点から、安易に駐車場料金を免除することは困難であり、受益と負担の適正化に努める必要があると考えます。</p>
107	子ども未来部	こども子育てサポートセンター	<p>第4章 各論 3. 児童福祉 II 子育て支援 2 すくすく子育て21事業 (意見17)成果指標に対する実績評価およびPDCAサイクルの運用強化</p> <p>現状 成果指標と実績との差異が生じているが、これを解消するための具体的な対応策の検討が不足している。</p> <p>意見 本事業においては設定した成果指標に対する実績評価および目標達成のための具体的な対策の検討が不足している。目標と実績との差異原因について分析を行い、目標達成のための具体的な対応策を検討し次期の計画に適切に反映させるよう改善を行うことは、事業の必要性に係る説明責任を強化する観点からも必要である。 加えて、今後は次の観点も考慮して検討を行うことが必要であると考えます。</p> <p>① 今後も補助による効果が十分に期待できるか？ ② 補助金でなく、より効果の高い支出方法への変更が必要ではないか？ ③ 他の事業に係る予算に組み合わせて運営していく方がより効果的ではないか？</p> <p>特に、③についてであるが、地域子育て支援センター事業の行う事業の一部とその目的や趣旨が類似しているが、地域子育て支援センターに補助金の交付機能がないという理由から現在は別事業に区分されている。より効果的な成果を目指すのであれば、これらを合算して同一の事業として予算を組み、運営していく方法を検討する等、事業運営の方法の見直しも提案したい。</p>	意見	<p>本事業は、地域の子育て支援ニーズに応えるために小学校区単位で組織された団体に子育て家庭の福祉の向上のために補助を行うもので、市としてはすべての校区に取り組んで頂くことを目標としています。</p> <p>しかしながら、限られた市の財源を効率的・効果的に活用していく観点から、毎年度の予算要求時などの時期を活用し、現状分析・課題抽出することで適切な事業評価を行っていきます。</p> <p>なお、③のご意見につきましては、地域子育て支援センターは地域での専門的な支援を行い、本事業では補助金の事務手続きを行うもので類似するところはないと考えております。よって、当面は現行の形で事業を実施し、支障をきたすようであれば、その時点で検討させていただきたいと考えます。</p>

ページ	部局名	課名	指摘事項及び意見の内容	区分	措置内容／意見に対する見解等
117	子ども未来部	こども子育てサポートセンター	第4章 各論 3. 児童福祉 II 子育て支援 3 ファミリー・サポート・センター事業 (意見18)みまもり会員を増やすための市としての積極的な関与 現状 概要の「課が考えている課題」にも記載した通り、みまもり会員数が不足しており、おねがい会員からの依頼に対して、一部アドバイザーが対応するケースも増えている。 意見 当該事業を継続して実施していくためには、みまもり会員数の確保が重要といえるが、昨今の社会情勢などの影響でボランティアに参加する人は減少しており必要な会員を確保することが厳しい状況にある。またこの状況は前期以前より継続していると見受けられるため、委託先だけではこの課題を解消することは困難であると考えられる。そこで市として、まずは現状として、どれくらいの会員数が不足しているのか実態調査を詳細に行い、確保すべき会員数を割り出した上で、その規模に応じた対応策を検討する必要がある。委託先らの要望にもあるように、積極的な広報活動を行い当該事業の周知を進めることや、より多くの会員登録者数が増えるように会員養成講座の開催場所・開催頻度を拡大することといった施策については早急に対応する必要がある。	意見	みまもり会員の確保については、市としても課題として認識しているところです。今後とも引き続き、広報や会員養成講座など、委託先と連携を密にして対応していきたいと考えております。
117	子ども未来部	こども子育てサポートセンター	第4章 各論 3. 児童福祉 II 子育て支援 3 ファミリー・サポート・センター事業 (意見19)明確な成果指標の設定 現状 現在提示されている事業計画における成果指標と実績報告書にて報告される指標が整合していないため、当該事業について実績評価が行われている証跡が確認できない。 意見 「くるめ子どもの笑顔プラン」中の当該事業の成果指標と実績報告書の中で報告されている指標とが整合していないため、当該事業の必要性や効果を正確に把握することが出来ず、また当該事業の見直しを検討するための判断材料が不足している。現在設定している成果指標が適切に見直しを行うとともに、必要に応じて委託先から追加の報告を求め等により、当該事業の実績評価方法を明確にすることが当該事業の必要性に係る説明責任の観点からも必要である。	意見	ご意見を踏まえ、成果指標の検証、委託先からの適正な報告の依頼に取り組んでまいります。

ページ	部局名	課名	指摘事項及び意見の内容	区分	措置内容／意見に対する見解等
124	子ども未来部	こども子育てサポートセンター	第4章 各論 3. 児童福祉 II 子育て支援 4 地域子育て支援センター事業 (意見20)個別具体的に定量的な評価指標の設定 現状 個別具体的に定量的な成果指標の設定が行われていない。 意見 地域子育て支援センター事業について、個別具体的に定量的な成果指標を設定していないことは、事後的に当該事業の必要性及び効果を定量的に把握することが出来ず、当該事業の見直しを検討するための判断材料が不足するほか、当該事業の必要性に係る説明責任の観点からも改善する必要がある。 特に、本事業においては、一見すると他の事業内容と重複しているような支援内容もあるため(「すくすく子育て21事業」における校区サロンの立ち上げのための支援、「地域子育て促進事業費補助金」の周知とサークル立ち上げ支援)、個別具体的な成果指標を設け、事業間の役割区分を明確にする意味でも必要であると考え。	意見	地域子育て支援拠点の全体的な数値は成果指標の設定を行い、対外的に公表しているところですが、その中で個別の事業についても、公表はしていませんが成果指標の設定は行っております。 また、限られた市の財源を効率的・効果的に活用していく観点から、毎年度の予算要求時などの時期を活用し、現状分析や課題抽出することで適切な事業評価を行っていきたくと考えております。 なお、すくすく子育て21事業については、地域子育て支援センターは地域での専門的な支援を行うもので重複するところはございません。よって、当面は現行の形で事業を実施し、支障があれば、その時点で検討させていただければと考えております。
161	子ども未来部	こども子育てサポートセンター	第4章 各論 3. 児童福祉 II 子育て支援 10 児童センター運営事業 (意見21)個別具体的に定量的な評価指標の設定 現状 個別具体的に定量的な成果指標の設定が行われていない。 意見 児童センター運営事業について、個別具体的に定量的な成果指標を設定していないことは、事後的に当該事業の必要性及び効果を定量的に把握することが出来ず、当該事業の見直しを検討するための判断材料が不足するほか、当該事業の必要性に係る説明責任の観点からも改善する必要がある。 なお、この点、本事業も含めた久留米市地域子育て支援事業として「地域子育て支援拠点12か所」の利用者見込数を設定し、包括的に評価しているとの回答も得たが、事業ごとに利用対象者や利用目的等は異なること、また事業運営は個別に実施されていることから、その評価指標も個別に設定する必要があるといえる。 また、当該事業の運営委託先から毎年提供される実績報告の中に、利用者アンケート結果といった定性的な情報も含まれているが、こちらについて久留米市側で具体的に検討が行われている証跡が確認できなかった。これら定性的な情報も、今後の事業継続の要否を判断する上では非常に有用な情報であることから、もっと積極的に活用されたい。	意見	地域子育て支援拠点の全体的な数値は成果指標の設定を行い、対外的に公表しているところですが、その中で個別の事業についても、公表はしていませんが成果指標の設定は行っております。 また、限られた市の財源を効率的・効果的に活用していく観点から、毎年度の予算要求時などの時期を活用し、利用者数やアンケートの結果などを用いて現状分析・課題抽出することで適切な事業評価を行っていきたくと考えております。

ページ	部局名	課名	指摘事項及び意見の内容	区分	措置内容／意見に対する見解等
175	子ども未来部	子ども政策課	第4章 各論 3. 児童福祉 II 子育て支援 11 学童保育所整備・運営事業 (指摘1)連合会への委託事務の精査 現状 市は学童保育所の運営事業を学童保育所連合会に委託しているが、連合会で計上している繰越金の額については、少なくとも令和元年から市議会等で議論されている。 指摘 原因は、担当部局も認めるとおり、支援員の数が年々減少傾向であり、必要な支援員が確保されないなど、人員確保の困難性にある。人員確保の不安定性があるのであれば、毎月の報告及び担当課の精査・監督を厳密に行い、契約上の支払い方法を実績に基づく請求払いに変更することでこれ以上の余剰金の増加は抑えられるとともに、市側がタイムリーに監督・状況把握をすることで連合会が必要とする緊急事態に備えた繰越金の額を必要以上に確保する必要は減少するものと考えられる。 当該繰越金の取り扱いについては、市と連合会とで協議し、現在のところ支援員の増員や不足している環境整備面への対応に充てられている。しかしながら、再び繰越金が増加することがあれば、委託金額積算の合理性、正当性の議論にもつながりかねない。例えば社会福祉法人においては、遊休資産が多く存在する場合、社会福祉充実計画にて、遊休資産の活用計画を明確にすることが求められている。このような事例を参考にしながら、繰越金が再び増加しないよう、今後も学童保育所の事業が円滑に進むよう、市は学童保育連合会への委託事務全般について適切に精査すべきである。	指摘	久留米市学童保育所連合会の委託料につきましては、業務実績を精査し、支援員が採用できず不要となった金額等を返還してもらうなど、契約に基づき清算を行っているところです。 今後も、委託業務が適切に執行されているかをしっかりと監督し、適切に委託料が支払われるよう努めてまいります。
175	子ども未来部	子ども政策課	第4章 各論 3. 児童福祉 II 子育て支援 11 学童保育所整備・運営事業 (指摘2)市への実績報告資料の不備 現状 連合会への委託契約書第13条(4)に定める通り、確定後速やかに連合会事業報告書及び決算書を提出しなければならないとされているが、令和4年度連合会確定決算書の提出が確認できなかった。ただし、次年度の第1回理事会の報告資料として市は実績報告書及び収支決算書(見込み)を入手している。 指摘 委託契約書(及び業務仕様書)に定める通り、決算書については、市長あてに連合会会長の承認を得た確定後の決算書の提出が求められる。この点、市へは実績報告書及び収支決算書(見込み)の報告がなされているが、確定後の収支決算書の提出を求めるなど、改善が必要である。	指摘	ご指摘後、令和5年度から久留米市学童保育所連合会の確定決算書を提出させております。

ページ	部局名	課名	指摘事項及び意見の内容	区分	措置内容／意見に対する見解等
174	子ども未来部	子ども政策課	第4章 各論 3. 児童福祉 II 子育て支援 11 学童保育所整備・運営事業 (意見22)放課後児童支援員(支援員)の増員対応 現状 概要の「課が考えている課題」にも記載した通り、支援員の数が不足している状況が継続しており、市においても認識されているが、令和4年度現在において未だ解消されていない。 意見 今後さらに学童保育所の利用者数は増えることが考えられ、当該事業を効果的に行っていくためには支援員の増員は必達事項である。また、学童保育所において支援員が果たす役割は非常に大きく、これに対し早急な対応が図られない場合には、児童への指導の質が低下し健全な児童育成が損なわれる恐れがある。 当該問題については、委託先の連合会だけで対応するのではなく、久留米市が主体となって、抜本的な処遇改善策の検討を行う必要がある。	意見	久留米市学童保育所連合会が支援員の雇用主であることから、市としては、これまでも、支援員等の確保を目的に、処遇改善、業務負担の軽減や事務の効率化などに、久留米市学童保育所連合会が取り組めるよう、予算の確保に努めているところです。 今後も引き続き、支援員等の確保・増員に繋がるよう、必要な予算の確保に取り組んでまいります。
175	子ども未来部	子ども政策課	第4章 各論 3. 児童福祉 II 子育て支援 11 学童保育所整備・運営事業 (意見23)利用料の収納について 保護者の負担する学童保育所利用料の収納に関しては、未納額の収納を含め、委託契約に従い連合会が行うことになっている。未納額については、実際に連合会において、督促状や催告書の送付、電話による催告等が行われており、その収納状況については、理事会で報告が行われている。 未納額の収納が滞り、その金額が増加すると、学童保育所運営業務の収支、延いては市への委託料の返還額にも影響が出る可能性がある。 委託料については市民からの税金を投入した公的資金であり、利用料の収納に関して適切な業務が行われているかどうかを確認するためにも、収納状況の推移を注視し、利用料の収納状況等においても確定資料の提出を求めるなど改善が必要である。	意見	これまでも利用料の収納状況につきましては、久留米市学童保育所連合会から資料が提出され、市としても把握しているところです。 また、令和6年度から業務委託契約書において、利用料徴収に関する書類の提出を義務付け、確実に実施されるよう見直ししたところです。
185	子ども未来部	こども子育てサポートセンター	第4章 各論 3. 児童福祉 II 子育て支援 12 結婚・妊娠・出産・子育て希望支援事業 (意見24)定量的な評価指標の設定 現状 個別具体的に定量的な成果指標の設定が見受けられない。(地域子育て促進事業費補助金事業) 意見 地域子育て促進事業費補助金事業について、個別具体的に定量的な成果指標を設定していないことは、事後的に当該事業の必要性及び効果を定量的に把握することが出来ず、当該事業の見直しを検討するための判断材料が不足するほか、当該事業の必要性に係る説明責任の観点からも改善する必要がある。	意見	本事業は年々実績が少なくなっていることから、子育てサークルやサロンでアンケート調査等を行い、現状分析や課題を調査し、ニーズに合った補助件数、補助額等の見直しを考えております。 そうした中で定量的な評価指標の設定についても検討していきたいと考えております。

ページ	部局名	課名	指摘事項及び意見の内容	区分	措置内容／意見に対する見解等
185	子ども未来部	子ども政策課	第4章 各論 3. 児童福祉 II 子育て支援 12 結婚・妊娠・出産・子育て希望支援事業 (意見25)事業形態について 現状 委託形式によるセミナーの開催のみを実施している(令和3年度より)(ライフデザインセミナー事業) 意見 令和3年度・令和4年度とセミナーの開催は1回にとどまり、またその参加者も少ない中で、当該事業の効果が有効に得られ目的達成に繋がっているかについては客観的にみて疑問がある。特に婚活イベントについては、民間でも同様の活動をおこなっている団体は少なからず存在している。その中で、市が主催する目的やメリットを考慮し、他ではできないような差別化した手法で開催することに、本来の当該事業の意義があるといえる。また、当該事業の啓発活動としての側面を考慮するならば、現在の委託形式に限るのではなく、他にも助成形式により久留米市内で関連するイベント等を開催する団体等を増やし活動の機会を増やすといった方法を取ることも事業の効果を上げるためには有用であると考えられる。 今後事業を継続する上では、今一度本事業の意義を見直し、より効果的な方法を検討する必要がある。	意見	令和3年度・4年度は、ライフデザインセミナーを開催していましたが、参加者数の少なかったため、令和5年度は、出会い系イベントと合わせてセミナーを開催し、参加者増に繋げることができました。市がイベントを主催する意義として、参加費の安さや自治体を実施することによる安心感などがあると考えます。今後も、結婚したい人の希望が叶えられるよう、より効果的な方法を検討し、福岡県とも連携しながら、事業を実施してまいります。
192	子ども未来部	子ども政策課	第4章 各論 3. 児童福祉 II 子育て支援 13 子ども食堂支援事業 (意見26)定量的な評価指標の設定について 現状 定量的な達成指標の設定が見受けられない 意見 子ども食堂支援事業に係る評価指標を設けていないことは、事後的に当該事業の必要性及び効果を定量的に把握することが出来ず、当該事業の見直しを検討するための判断材料が不足する。 子どもの貧困対策事業の一環として、その目的を達成するためには、例えば各校区に最低1か所でも食堂を設置する、もしくは、市の保有する統計データ等から割り出した貧困世帯数の分布に応じて目標とする子ども食堂設置数や実施団体数を設定するといった、定量的な達成指標を設ける必要があると考える。	意見	子ども食堂については、子ども達が徒歩で通うことができる範囲に設置されていることが望ましいことから、各校区に1つ以上の設置を目指し、普及促進に取り組んできたところです。今後も、この目標が達成できるよう取り組んでまいります。

ページ	部局名	課名	指摘事項及び意見の内容	区分	措置内容／意見に対する見解等
192	子ども未来部	子ども政策課	第4章 各論 3. 児童福祉 II 子育て支援 13 子ども食堂支援事業 (意見27)事業形態についての検討 現状 平成28年度にこの事業が開始されてから補助金による支援という事業形態を行っている。この事業形態について、子どもの貧困対策という趣旨を鑑みるに、補助金という形態で、事業の目的を達成できているのか、他の形態による事業運営が必要ではないか、といった検討が行われている証跡が確認できない。 意見 事業開始より事業形態に変更はなく、毎年事業の運営を行っているが、意見26に記載した通り、事業実績について定量的な指標が設定されていないために、そもそも現状のやり方で事業の目的が達成されているといえるのかについての議論が行われている証跡が確認できない。子どもの貧困対策という問題に本気で向き合いより有効な成果を上げるのであれば、例えば一部で委託による運営形式も取り、貧困が懸念される地域にピンポイントでの支援を行うなど、事業のやり方について見直しを行う必要があると考える。	意見	子ども食堂は、貧困対策だけでなく、孤食の解消、地域交流の場づくりも目的としており、現在、地域の実情に応じて、地域団体等が運営しています。 市としては、地域において運営が継続して実施できるよう支援するため補助金を交付することとしています。今後も、地域との協働により、子どもが安全・安心に過ごすことができるよう実施してまいります。
200	子ども未来部	子ども保育課	第4章 各論 3. 児童福祉 III 保育 1 保育所の状況 (意見28)入所保留児童の発生原因の検討 少子化の進行に伴い就学前児童数(令和5年4月1日現在14,988人)が減少する一方で、認可保育所等の施設数(令和5年4月1日現在93施設)は増加しており、久留米市の待機児童数は0人(令和5年4月1日現在)となった。 しかしながら、入所保留児童数は200人を超えており、受入れ施設の状況が保護者のニーズに合っていないケースも多いと考えられる。よって、待機児童数という指標のみならず、入所保留児童が発生する原因をより詳細に検討する必要があると考える。	意見	入所保留児童については内訳を確認しており、保護者が求職活動を休止している、児童が幼稚園等に通園している、保護者が特定の施設を希望して申請している場合などが該当します。また、入所保留児童は市中央部の1歳児が多い状況です。 受入体制については、施設整備による定員増や、認定こども園への移行等により量の確保に努めてきたところですが、最大の課題は保育士が不足していることであるとと考えており、今後も保育士の確保に努めてまいります。

ページ	部局名	課名	指摘事項及び意見の内容	区分	措置内容／意見に対する見解等
201	子ども未来部	子ども保育課	第4章 各論 3. 児童福祉 III 保育 1 保育所の状況 (意見29) 公立保育所の在り方検討方針 公立保育所は、私立保育所と比べて、施設の建替・改修に対する国等の補助金が少なく、また保育士の人件費も久留米市職員と同じ水準となる等の理由から、市の財政に与える影響が大きい。今後、施設の建替・改修が必要となってくることも踏まえ、久留米市では現在9施設ある公立保育所を、民間に移譲していくことも含めて、そのあり方について検討しているが、財政的な観点から、その方針には理解するものである。 一方で、公立保育所には、①障害や疾病により、医療的ケアなど特別な対応が必要な子どもの保育の実施、②児童虐待や不適切な養育等への児童相談所をはじめとした関係機関とのスムーズな連携、③緊急時の対応(民間保育施設が何らかの事情で急遽閉鎖や一時休園する場合等の児童の受け皿になる)など、私立保育所等において対応が難しい事案にも取り組んでいくという役割がある。 よって、公立保育所の民間移譲については、このような役割を考慮して進めていく必要があり、地理的なバランスを踏まえ、東部、北部、南西部及び中央部など、少なくとも一定数以上の施設は公立保育所のまま維持する必要があると考える。	意見	財源や保育人材に限られる中で、将来にわたり久留米市の保育環境の充実を図るため、今後の公立保育所の運営指針となる「第3次公立保育所運営再編計画」を令和6年6月に策定しました。 その中で、合併後の新市域における地域バランスを考慮の上、5園は公立のまま運営を継続、2園は当分の間公立として運営し、5年後に見直し対象とする、残り2園は5年以内に民間移譲するとしたところです。
203	子ども未来部	子ども保育課	第4章 各論 3. 児童福祉 III 保育 2 保育所給食充実事業 (意見30) 適切な確認の実施 当該事業費の目的は、給食における安全面・衛生面・栄養面の質の向上である。 調理員等の対象者について月次報告書での勤務状況の把握に加えて、実績報告時においても賃金台帳での確認がなされている。支払い総額が大きいことから、引き続き適切な確認行為に努めていただきたい。	意見	支払先が多岐にわたることから、支払総額が大きくなっています。このことを踏まえ、引き続き、適切な確認行為に努めてまいります。
205	子ども未来部	子ども保育課	第4章 各論 3. 児童福祉 III 保育 3 食で育む子どもの未来事業 (意見31) 食育啓発冊子のWEB化 令和4年度の食育啓発冊子(子どもたちに食べさせたい料理レシピ集)は、地場農産物を使った調理法のみならず、地場農産物の収穫期などが種類ごとに示されており、保護者に有益な情報を伝えている。ただし、若い保護者はスマートフォンを利用して情報収集するのが通常であるから、令和5年度からのWeb版への移行は妥当であり、これにより印刷製本費の削減が可能となる。	意見	経費の縮減とともに、対象である保護者に届きやすいWebでの情報発信に努めてまいります。
208	子ども未来部	子ども保育課	第4章 各論 3. 児童福祉 III 保育 4 災害共済制度 (意見32) 民間保育所への災害共済補助 保育所管理下における児童の災害(負傷、疾病、障害、死亡)に関する保険の加入は、児童や保護者のためだけでなく、児童を預かる保育所を守る事にもつながる。現在、保険料の補助は市立保育所の児童のみを対象としているが、民間保育所の児童についても補助対象とすることができないか検討してみてもどうかと考える。	意見	保育時間中における児童の災害等に関する保険の掛け金につきましては、国が定めた保育所運営費等に係る公定価格において、施設負担の所要額が公費により措置されています。各私立保育施設においては、保護者の同意を得て保険に加入しており、施設負担の相当分を除いた実費について保護者負担をお願いしている状況でございます。

ページ	部局名	課名	指摘事項及び意見の内容	区分	措置内容／意見に対する見解等
211	子ども未来部	子ども政策課	第4章 各論 3. 児童福祉 Ⅲ 保育 5 病児保育事業 (意見33)病児保育事業の周知 担当部署において各施設の会計報告を受けており、その記録も適切に保存されている。延べ利用児童数が、新型コロナウイルス感染症の影響もあり減少傾向にあるため、利用システムの周知を図る手立てを検討してみてもどうか。	意見	現在、福岡県が運用する病児保育施設をオンラインで予約できるシステムがありますが、市内の施設はシステムを利用していないことから、今後も、福岡県や施設と意見交換しながら、システムの利用促進について検討してまいります。
213	子ども未来部	子ども保育課	第4章 各論 3. 児童福祉 Ⅲ 保育 6 延長保育事業 (意見34)延長保育事業の拡充の検討 令和4年度における延長保育は、30分が28か所、1時間が27か所、2時間が4か所、4時間が1か所であり、1時間以内の保育所がほとんどである。市内保育所の通常開所時間は、7時から18時までとしているところが多いが、仕事の関係等からお迎えが間に合わない保護者も存在するため、補助事業の継続はもちろんのこと、1時間以上の延長を実施する保育所を増加させるための施策を講じることを検討してはどうかと考える。	意見	現在、各保育施設においては保護者の要望等を踏まえた延長保育の実施に努めており、市では国・県の財源を活用して事業費補助を行っております。市内においては、保護者の就労状況や地域性等により保育ニーズが多様であると認識しており、延長保育や一時預かり事業の実施のほか、新たな制度である乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)の導入などについて検討が必要であると認識しているところです。利用者ニーズの把握や、各保育施設の施設・設備や人員体制等を踏まえ、事業者団体との協議調整等を行いながら、最適な保育サービスの提供ができるよう取り組んでまいります。
215	子ども未来部	子ども保育課	第4章 各論 3. 児童福祉 Ⅲ 保育 7 私立保育所等一時預かり事業 (意見35)通常保育と一時預かり事業のバランス 専任保育士を一時預かり事業に配置すると、通常の保育のための保育士が不足するおそれがある。よって、通常の保育と一時預かり事業の規模のバランスを考えながら事業を継続していく必要があると考える。	意見	保育士の確保は極めて重要かつ喫緊の課題となる中で、ご意見のとおり通常の保育提供に支障が生じないよう、考慮してまいりたいと考えています。
217	子ども未来部	子ども保育課	第4章 各論 3. 児童福祉 Ⅲ 保育 8 医療的ケア児保育支援事業 (意見36)医療的ケア児保育支援事業の継続 令和4年度における医療的ケア児保育事業の対象者は1名であり、公立保育所である江南保育園において実施されている。提携しているのは、社会医療法人雪の聖母会であり、ここから看護師が派遣されている。今後も医療的ケア児の状況に応じた保育の提供が望まれる。	意見	医療的ケア児は、一人ひとりの病状が異なることから、保育施設等で安全に保育を提供するためには、子どもの状況に応じた万全の受入体制を用意する必要があります。また、事業開始当時、受託可能な事業者が限られていましたが、複数の事業者が対応可能な状況となってきたことから、安定的な事業継続のため、人材確保の手法の検討が必要と認識しています。

ページ	部局名	課名	指摘事項及び意見の内容	区分	措置内容／意見に対する見解等
219	子ども未来部	子ども保育課	第4章 各論 3. 児童福祉 III 保育 9 私立保育所等運営費助成事業 (意見37)適切な確認の実施 令和4年度の決算額である195,885千円の内訳は、①充実保育士加配助成が116,003千円、②退職手当共済掛金助成が60,060千円、③加配保育士社会保険掛金助成18,512千円、④寄生虫卵検査費助成が1,310千円であり、主として充実保育士の人件費の補助となっている。 充実保育士の人件費補助に関しては、その対象者について月次報告書での勤務状況の把握に加えて、実績報告時においても賃金台帳での確認がなされている。支払い総額が大きいことから、引き続き適切な確認行為に努めていただきたい。	意見	当該事業については、令和6年度に④の廃止や補助率の減少など大幅な制度改正を実施しています。充実保育士の人件費補助に関しては、ご指摘の通り月次報告書で対象者の勤務状況を把握し、実績報告時に賃金台帳での確認しています。引き続き適切な確認行為に努めていきます。
222	子ども未来部	子ども保育課	第4章 各論 3. 児童福祉 III 保育 10 私立保育所・認定こども園施設整備事業 (意見38)担当職員の配属期間 令和4年度の実施事業についてサンプルを抽出し、手続きの実施状況を、市に保管されている決裁書類等をもとに確認した。監査手続きを実施した結果、手続きは適切に実施されており、その決裁書類等も保存されていた。ここで園舎の改築等は、事業費が大きく、また工事見積書の金額の妥当性等の検証は、専門的な知識と経験が特に必要となる。よって、当該事業の交付決定や完了検査の実施等を行う市職員は、他の部署よりも配属期間を長くするとともに、新しく配置転換してきた市職員に対しては、これまで蓄積した知識や経験を伝達していく仕組みを作り上げていくことが、特に求められると考える。	意見	当該事務は一定の専門性が必要であり、複数での担当制を採用し、確実に知識、経験の継承を行うよう、努めています。今後ご意見の点を留意し、取り組んでまいります。
233	子ども未来部	子ども保育課	第4章 各論 3. 児童福祉 III 保育 14 公立保育所環境整備事業 (意見39)公立保育所運営再編計画 第3次運営再編計画(以下「再編計画」という)は、久留米市における公立保育所の運営方針となるため、附属機関である「久留米市子ども・子育て会議」に「久留米市公立保育所のあり方について(今後の公立保育所の担うべき役割について、今後の公立保育所のあり方・方向性について)」を諮問し、審議の上、令和6年1月に答申を得た。なお、同会議のメンバーは、保護者、保育・幼稚園団体、学識経験者などから構成されている。この答申を踏まえて、子ども保育課において再編計画を策定し、庁内の政策会議での決定を経て、議会報告、パブリックコメントを実施の上計画が完成する運びとなる。 この再編計画は大変重要な計画であると思われるので、附属機関での意見聴取に加え、議会報告及びパブリックコメントなども予定されているが、市民等への説明会の開催など、丁寧な取組みにも努めていただきたい。	意見	令和6年4月から5月にかけて、パブリックコメントを行う中で、複数回の市民説明会や保護者説明会を開催しました。また、令和6年6月の市議会教育民生常任委員会に対して報告を行い、パブリックコメントや議会の意見を踏まえて本文の一部修正のうえ、再編計画を策定しました。 引き続き移譲対象となった2園の保護者を対象とした説明会やアンケートを実施してきた。今後も丁寧な説明等に努めてまいります。

ページ	部局名	課名	指摘事項及び意見の内容	区分	措置内容／意見に対する見解等
234	子ども未来部	こども子育てサポートセンター	第4章 各論 3. 児童福祉 III 保育 14 公立保育所環境整備事業 (意見40)地域子育て支援センターのあり方検討 国は、地域子育て支援拠点事業を推進してきたところであり、久留米市においては基本的に公立保育所に地域子育て支援センターを併設してきた。今回、公立保育所のあり方の検討が進められているが、施設維持管理など経済的観点と、地域の子育て支援拠点としての重要性とのバランスを考慮し、地域子育て支援センターのあり方についても十分に検討されたい。	意見	ご意見のとおり、地域子育て支援センターのあり方について、検討を行っているところでございます。
234	子ども未来部	子ども保育課	第4章 各論 3. 児童福祉 III 保育 14 公立保育所環境整備事業 (意見41)公立保育所の設備投資計画 公立保育所の役割を踏まえて、私立保育所等とのバランスを踏まえた設備投資計画が必要である。通常、園舎などの改修工事には数年から数十年に及ぶ投資計画があり、そのための準備としてその効果測定のための成果指標や実績評価があつてからこそPDCAが回せるといえる。	意見	この度、公立保育所運営再編計画を策定したことから、今後の施設整備方針などの検討が必要と考えています。引き続き検討してまいります。
238	子ども未来部	子ども保育課	第4章 各論 3. 児童福祉 III 保育 15 保育団体等助成事業 (意見42)保育士確保のための近隣自治体との連携 保育士の確保をはじめとして、保育環境の充実のためには、近隣自治体との共同での取り組みも効果的であると考えられる。浮羽乳幼児保健会のような事例もあることから、自治体の枠組みを超えた取組みについても検討されたい。	意見	令和5年度に久留米連携中枢都市圏の構成自治体と保育士確保や公立保育所の運営再編について、意見交換を行っています。今後もこうした対応を通して、どのような取組が可能であるのか、研究してまいります。

ページ	部局名	課名	指摘事項及び意見の内容	区分	措置内容／意見に対する見解等
246	子ども未来部	子ども保育課	第4章 各論 3. 児童福祉 III 保育 17 届出保育施設助成事業 (意見45)認可外保育園に対する基準適合への随時の働きかけ 認可外の保育園は、基本的には保護者からの利用料のみで運営されているが、交付要綱上の要件に適合していれば、保育環境の充実、安定的な運営を図るために助成が行われている。 施設の運営については、厚生労働省の指導監督基準を指標とし行われているが、この基準は、もともと最低基準に準拠しながらも緩い基準で設定されていることから、入所児童の処遇には十分な配慮が必要である(「地位主権から公立保育所の在り方を考える」高知県本部/高知市職員労働組合書記次長池添健太氏論文参照)。 久留米市届出保育施設助成金交付要綱においては、第11条に別表2に掲げる基準を満たすよう努力義務が求められている。仮に基準が満たされていなくとも助成金の対象外とはなっていないが、職員の配置に関しては届出の際に厳格(児童福祉施設設備運営基準第33条第2項に規定する数、例えば乳児3人に対し保育士1人、4歳以上では30人に対し保育士1人など)に指導を行っていることをヒアリングにて確認している。 しかしながら、基準を満たしていない届出保育施設への助成については、市としての自主性と責任において課題が残ると思われる。 子ども保育課は地域福祉課と一緒に毎年立入調査を行い、施設の運営や児童の処遇について指導監督基準を示し、これを満たすよう指導を行っている。一つの例として、防災上4階以上の施設に対し、避難経路の確保に関し指導を行い、2階に移転するという返事を得て経過をみているケースがある。 今後は、児童の安全の確保の為に、随時、進捗状況の確認を行い、基準に適合するよう働きかけを行うよう検討されたい。	意見	認可外保育園については、子ども保育課と地域福祉課が同行し、毎年立入調査を行い、指導監督基準を満たさない場合、口頭あるいは文書にて指導を行っています。今後も、引き続き児童の安全の確保の為に基準に適合するよう働きかけを行っていきます。
256	子ども未来部	子ども保育課	第4章 各論 3. 児童福祉 III 保育 20 保育士・保育所支援センター事業 (意見48)プロポーザル方式の参加企業数 合同就職説明会の委託では、公募型プロポーザル方式を採用し、「市プロポーザル方式の実施に関するガイドライン」に沿って対応されているが、結果的に1者のみの提案であった。子ども保育課に確認したところ、仕様書の内容を踏まえた提案内容となっており、実際の運営面でも問題はなかったとのことである。 ヒアリングないし監査の結果は妥当なものだといえるが、プロポーザルの企画提案に関しては、複数の参加が望ましいことから、業務内容の十分な検討と市場分析等も行い、発注事務に努めていただきたい。	意見	今後、同種の事業発注にあたっては、ご意見のとおり十分な検討、さらには必要とされる市場分析等も行い、対応してまいります。

ページ	部局名	課名	指摘事項及び意見の内容	区分	措置内容／意見に対する見解等
259	子ども未来部	子ども保育課	第4章 各論 3. 児童福祉 III 保育 21 待機児童対策事業 (意見50)一者随意契約の常態化及び事業の見直し検討 送迎保育ステーション事業については、待機児童が0人となる中で、そのあり方について見直し検討を着手すべきであると考えます。 事業は委託で実施しているが、事業開始時に行った公募型指名競争入札の契約相手方と毎年度随意契約を行っている。その理由を子ども保育課に確認したところ、単なる拠点間のバス送迎ではなく、江南保育園の多目的ホールで行う朝夕の子どもの預かりも委託内容に含まれており、保育の実績や適合するバスの所有を受託者の要件にしているため、他の事業者からの応募が見込めないとのことであった。 ヒアリングないし監査の結果は妥当なものだといえるが、市が一部の事業者と繰り返し随意契約を行うことは、本来望ましい形ではなく、市民の誤解を招きかねないものである。こうした発注方法に加えて、待機児童が0人となる中での今後の運行のあり方も含めて、検討に取り組まれない。	意見	当該事業は、待機児童対策の1つとして開始した経緯を踏まえ、令和6年度限りでの運行終了に向けて、取り組んでいます。利用する保護者に対して、個別の転園に向けた調整を行っているところです。
294	子ども未来部	こども子育てサポートセンター	第4章 各論 3. 児童福祉 IV その他児童福祉事業 11 ヤングケアラー支援事業 (意見52)事業の強化について 課では支援している当事者世帯数が、国の実態調査による当事者の潜在割合と比較し、非常に少ないとの認識がある。ヤングケアラーは本人の訴えで見つかることは少ないと思われ、関係部門との協力を強め潜在需要の更なる掘り起こしに努めていただきたい。	意見	ご意見のとおり、関係機関と連携し、潜在需要の掘り起こしに取り組んでいきたいと考えております。
298	子ども未来部	青少年育成課	第4章 各論 3. 児童福祉 IV その他児童福祉事業 12 青少年の非行を生まない社会づくり事業 (意見53)他事業との統合について 課が課題として認識しているように少年の非行の形態が変わり久留米市居住少年の刑法犯少年検挙補導人員は減少傾向にあり、「みらくるホーム」の登録少年数及び利用実績も年々減少している。少年非行の減少は全国的な傾向であるが、少年の健全な生活を阻害する要因はより複雑化、潜在化しているものと思われる。当該事業は実績が減少しており他の事業との統合を検討していただきたい。	意見	「みらくるホーム」は、令和6年3月19日をもって閉館し、閉館後の「みらくるホーム利用対象者」への支援は、若者相談窓口で行うことといたしました。
300	子ども未来部	青少年育成課	第4章 各論 3. 児童福祉 IV その他児童福祉事業 13 若者相談支援事業 (意見54)事業強化について 令和4年度に開始された事業であり、まだ事業規模も小さく周知が行き届いてない面もあるようである。若者が抱える問題は多様化しており、覚醒剤や大麻などの薬物乱用、校内暴力、いじめ、不登校、SNSに起因する事犯、出会い系サイトに起因する事犯などを総合的に取り扱う青少年の相談窓口として一本化し、また、ホームページに各部局が行う相談窓口の一覧などを設けアクセスしやすいような形態をとり、相談受付後は他の関係機関と協力して取り組むことができる環境を整備するなど、事業の強化を図ることが望まれる。	意見	青少年の相談窓口の一本化については、若者相談窓口が現在の各分野ごとの他の相談窓口との連携を強化していくことで、各種相談に迅速かつ適切に対応してまいります。 市ホームページに相談窓口一覧を設けることについては、令和6年6月に、広聴相談課にて対応を行いました。

ページ	部局名	課名	指摘事項及び意見の内容	区分	措置内容／意見に対する見解等
306	子ども未来部	幼児教育研究所	第4章 各論 3. 児童福祉 IV その他児童福祉事業 14 発達支援事業 (意見55)支援提供までの時間短縮について 初回面談から実際の支援を提供するまでに4～5カ月の待機時間を要しているとのことである。幼児期の4～5カ月は貴重な時間であり、保護者にとっても不安な時間となっている。原因はスペースの不足や人員の不足とのことである。令和3年度は感染症が拡大したために一時的に新規登録者や利用者が減少したが、その後は増加傾向にある。施設や予算の制約があるが待機時間を少しでも減らせるように改善の努力をしていただきたい。	意見	ご意見のとおり、待機時間を少しでも減らせるように、待機が多い年中の学級を増設したり、年長のメンバーを入れ替えるなどして、その枠に新規の方を入れるよう、調整を図っております。
306	子ども未来部	幼児教育研究所	第4章 各論 3. 児童福祉 IV その他児童福祉事業 14 発達支援事業 (意見56)主幹(医師)への高い依存度について 主幹は医師であるが、管理職として研究所の運営に関することと医療相談を始めとした発達支援事業全般に関することの両方に関与している。久留米市の他業務の依頼も多く多忙を極めている。組織としては個人の能力に依存する度合いが強く、事業の継続性の面からはリスクがある。主幹の業務を補佐する人材や後継者についても考慮することを検討していただきたい。	意見	発達支援にかかるニーズの高まりもあり、業務量が多いため、適宜業務の見直しを図っており、人事に関することについては、引き続き、関係部局と協議を行ってまいります。
306	子ども未来部	幼児教育研究所	第4章 各論 3. 児童福祉 IV その他児童福祉事業 14 発達支援事業 (意見57)所長と指導主事の任期が短いことについて 幼児教育研究所の管理・監督職は所長と主幹(医師)と指導主事から構成されるが所長と指導主事は代々福岡県教育委員会から出向の教員が務めている。初代の所長・指導主事は昭和54年に就任しており現在は17代目の所長と15代目の指導主事であり、最近の任期は平均2年程度となっている。交互に就任時をずらすことにより業務に支障が起らないようにはしているが現場の経験を生かすには十分な長さとは言えない。教育委員会に戻ることを前提としているため教育委員会の人事に依存している。もう少し任期を延長することも検討していただきたい。	意見	短い任期でもなるべく業務に支障がでないようにするため、事務職員と連携したり、業務内容の引継ぎ資料を作成して対応しております。人事に関することについては、引き続き、関係部局と協議を行ってまいります。
306	子ども未来部	幼児教育研究所	第4章 各論 3. 児童福祉 IV その他児童福祉事業 14 発達支援事業 (意見58)正規の事務職員がいないことについて 幼児教育研究所の職員の殆どが、教育職や保育職など、市の事務に慣れていない専門職である中、主に庶務を行う事務職員1名は任期付短時間勤務職員である。 市の複雑な手続きを効率的に処理するためには、任期付短時間勤務職員ではなく、契約事務や市独自のシステムを扱う事務など、ある程度事務に精通した正規の職員を配置した方が、職員の負担も軽減し、業務の流れがよくなるのではないかとと思われるので検討していただきたい。	意見	各種研修の受講や日常業務の中での助言等を通じて、円滑に事務を遂行できるよう努めているところです。人事に関することについては、引き続き、関係部局と協議を行ってまいります。

ページ	部局名	課名	指摘事項及び意見の内容	区分	措置内容／意見に対する見解等
307	子ども未来部	幼児教育研究所	第4章 各論 3. 児童福祉 IV その他児童福祉事業 14 発達支援事業 (意見59)業務マニュアルの充実について 組織上、管理職も含め職員は専門職が多い。任期付短時間勤務職員や外部委託も多いため、業務の理解を促進し、品質を保つためには業務マニュアルを充実強化することが望まれる。	意見	ご意見のとおり、業務内容や進め方が分かるように、マニュアルの充実・強化に努めております。
311	子ども未来部	家庭子ども相談課	第4章 各論 4. 母子・寡婦・父子福祉 I 母子・寡婦・父子福祉 1 児童扶養手当 (指摘3)補正期限の短縮検討 令和4年度に支給決定を受けた者の中からサンプリングを行ったところ、請求日から1年8ヶ月後に支給決定を行っているケースがあった。 担当課のヒアリングによれば、本市では、認定請求から2年までは定期的本人に連絡を取り不足書類の提出を促し、書類が揃った時期が2年以内であれば支給決定を行っているとのことであった。 しかし、2年間も補正を促し続けるというのは効率性の観点から問題と言わざるを得ないし、実質的な補正期限を2年とする合理的な理由もない。 したがって、書類に不備があった場合は、補正期限を定めた上で、期限内に正当な理由無く補正がない場合には請求を却下する旨記載し、期限内に正当な理由無く補正がない場合は早急に却下する対応を検討すべきである。	指摘	児童扶養手当の認定請求における補正期限については、国の事務処理マニュアルにおいても明確に定められておりません。今後、他自治体などの例も参考にしながら、現在の事務処理を見直すかどうか慎重に検討してまいります。
312	子ども未来部	家庭子ども相談課	第4章 各論 4. 母子・寡婦・父子福祉 I 母子・寡婦・父子福祉 1 児童扶養手当 (指摘4)長期滞納債権対策としての委託検討 返還金については、過年度滞納分の徴収率が特に低く、長期滞納となっている債権の存在が課題である。 本債権は非強制徴収債権であり、督促後相当の期間を経過してもなお履行がない場合は訴訟手続きにより履行を請求しなければならないが(地方自治法施行令171条の2)、本市の児童扶養手当担当職員は5名(うち正規職員1名)で他事業も兼務しており、業務量に対して圧倒的に職員が不足していることから、長期滞納者の返還金回収業務まで手が回っていないという現状がある。 そもそも、事務量にあった職員の数を確保すべきという根本的な問題があるが、現状での長期滞納債権への対応としては、少額訴訟等の債権回収業務を民間の債権回収業者や弁護士に委託すること(地方自治法施行令158条)を検討すべきである。	指摘	業者等への委託については、費用対効果等の観点から、慎重に検討、判断する必要があると考えています。返還金の徴収率の向上に向けては、コンビニ納付など、債権者が納付しやすい環境の整備を優先して検討してまいります。

ページ	部局名	課名	指摘事項及び意見の内容	区分	措置内容／意見に対する見解等
316	子ども未来部	家庭子ども相談課	第4章 各論 4. 母子・寡婦・父子福祉 1 母子・寡婦・父子福祉 2 母子生活支援施設事業 (意見60)母子生活支援施設の周知 同施設の入所世帯数は減少傾向にある。理由としては、施設の老朽化もその一つと考えられるが、施設及び本事業自体の認知度が低いことも特筆すべき事項である。 久留米市が令和3年11月を基準として母子家庭世帯を対象に実施した、ひとり親家庭実態調査結果によると、母子生活支援施設を「利用したことがある」と回答した割合が1.5%、「知っているが利用したことがない」と回答した割合が26.0%、「知らない」と回答した割合が54.9%となっている。 この点、本市では、DV被害者に配慮し、施設の周知のための活動は行っていないようである。本施設の入居者が抱える事情を考慮すると、施設の警備や個人情報流出防止の徹底等の配慮は必要不可欠であるが、本施設が、DV被害者を含め、様々な事情で生活が困難な母子を支援する最後の砦としての役割を果たしていることを考慮すると、必要な時に施設に関する情報を容易に知り得ることがまずは重要である。施設を必要とする母子に、情報が効果的に周知されるような広報のあり方を検討し、認知度の向上を図るべきである。	意見	母子生活支援施設については、市公式ホームページや、ひとり親家庭への支援策をまとめた「ひとり親家庭と寡婦のためのしおり」などで周知しています。また、各種相談窓口や関係部局と連携し、個々の意向や状況に応じて、施設入所が必要な世帯の利用に繋げています。引き続き、様々な困りごとを抱えた母子やDV被害者等に向けて、相談窓口の周知をしっかりと行うとともに、施設利用も含め、相談者のニーズに合った支援に取り組んでまいります。
325	子ども未来部	家庭子ども相談課	第4章 各論 4. 母子・寡婦・父子福祉 1 母子・寡婦・父子福祉 4 母子寡婦福祉会助成事業 (意見61)母子寡婦福祉会の認知度向上 本市が令和3年11月を基準として実施した、ひとり親家庭実態調査結果によると、母子家庭において母子寡婦福祉会を「利用したことがある」と回答した割合が5.9%、「知っているが利用したことがない」と回答した割合が22.5%、「知らない」と回答した割合が54.4%、父子家庭において母子寡婦福祉会を「利用したことがある」と回答した割合が3.6%、「知っているが利用したことがない」と回答した割合が16.1%、「知らない」と回答した割合が68.5%となっており、母子父子世帯全体として母子寡婦福祉会の認知度が低いことがわかる。 母子寡婦福祉会は、自主事業を行う他、市の委託事業としてひとり親サポートセンター事業や日常生活支援事業を担っており、厳しい生活環境に置かれたひとり親家庭の受け皿となる組織として重要な役割を担っていることから、認知度の向上は重要な課題である。したがって、団体と連携してリーフレットの配布先を増やす、離婚届の窓口でも案内する、SNSを活用する等の広報活動の見直しを行うべきである。	意見	令和6年度は、児童扶養手当の窓口や現況届会場での事業内容のPRやパンフレットの配布のほか、ひとり親家庭の支援事業の利用者への通知の際にチラシを同封するなど、周知活動を強化しました。引き続き、母子寡婦福祉会と連携して、効果的な情報発信に努めてまいります。
325	子ども未来部	家庭子ども相談課	第4章 各論 4. 母子・寡婦・父子福祉 1 母子・寡婦・父子福祉 4 母子寡婦福祉会助成事業 (意見62)母子寡婦福祉会の会員数の減少 母子寡婦福祉会の会員数は年々減少しており、令和4年度の児童扶養手当受給者(世帯数)が2,987世帯であることを考慮すると、ひとり親世帯に対する会員の割合が著しく低いといえる。また、実績報告書によると、同会が実施する交流事業・研修の参加人数は会員数に比べて少なく(令和4年度は138人、うち役員でない母子の参加者は86人)、父子世帯は全く参加していない状況である。 上記結果を考慮すると、会員が少ない理由は、福祉会自体の認知度が低いというほか、事業内容がニーズに合っていない可能性があるため、アンケートを取るなどして利用者の声を聴取し、ニーズにあった事業構築を行うべきである。 このため、市としては、福祉会の会員数の増加に向け、合わせて取り組まれない。	意見	母子寡婦福祉会では、親子行事や研修を実施した際にアンケートを行うなど、ニーズの把握に努めています。また、行事の参加者には、他の事業について情報を提供するとともに、友人知人へ母子会活動を周知してもらうよう呼びかけているところです。 市の窓口でも、母子寡婦福祉会の情報発信を強化したところであり、引き続き、会としっかりと連携し、会員数の増加や活動の活性化に向けて取り組んでまいります。

ページ	部局名	課名	指摘事項及び意見の内容	区分	措置内容／意見に対する見解等
333	子ども未来部	家庭子ども相談課	第4章 各論 4. 母子・寡婦・父子福祉 I 母子・寡婦・父子福祉 6 母子父子寡婦福祉資金貸付事業 (指摘5)長期滞納者への法的措置 本市では、過年度の徴収率が低い上に減少傾向にあり(令和4年度は5.59%)、特に長期滞納となっている債権の存在が課題であるが、これまでに法的手続きを取ったことはない。 本債権は非強制徴収債権であるため、督促後相当の期間を経過してもなお履行がない場合は訴訟手続きにより履行を請求しなければならない(地方自治法施行令171条の2)。 また、法的措置を講じることで、長期滞納者であっても分納合意や任意での返済の契機となることもある。 したがって、本市においても、長期滞納者に対しては支払督促等の法的措置を講じ、債務名義取得後にも返済がなされない場合であって、債務者に一定の財産の存在が認められる場合は、強制執行手続きを行うべきである。	指摘	母子父子寡婦福祉資金は「福祉」的性格を有する貸付であり、その世帯の経済状況や社会情勢の変化などにより償還金の滞納が発生しており、長期滞納者の高齢化も進んでいます。また、法的措置を講じるためには、職員の専門性とノウハウの習得が必須であり、人材の育成・確保が必要な状況です。有効な債権回収の手法について、他市の事例も踏まえながら検討してまいります。
333	子ども未来部	家庭子ども相談課	第4章 各論 4. 母子・寡婦・父子福祉 I 母子・寡婦・父子福祉 6 母子父子寡婦福祉資金貸付事業 (意見63)回収業務の弁護士等への委託 徴収率が低い現状を踏まえて、滞納が発生した場合に、民間の債権回収業者への回収の委託(地方自治法施行令158条)や、弁護士への委任を検討すべきである。 また、その場合は費用対効果を検討する必要があるため、上記措置を講じる場合の基準等、債権回収に関する詳細な運用ルールを作成すべきである。	意見	民間の債権回収業者への委託や弁護士への委任については費用対効果等の観点から慎重に検討、判断する必要があると考えています。償還率の向上に向けては、当該借受人や連帯保証人等への督促のみでなく、借受人世帯の経済状況を把握し、必要な支援策の情報提供も含めた償還指導や、口座振替の推奨等を継続するとともに、コンビニ収納やキャッシュレス決済の導入を検討してまいります。
339	子ども未来部	家庭子ども相談課	第4章 各論 4. 母子・寡婦・父子福祉 I 母子・寡婦・父子福祉 7 ひとり親支援事業 (指摘6)資格証明書の添付 久留米市ひとり親家庭日常生活支援事業実施要綱によると、同事業の支援員として登録される者は、介護職員初任者研修修了以上の資格か、市長が別に定める研修を修了することの、いずれかの要件を満たす必要があるが(同要綱11条)、登録時は申請書に資格等の有無を記載するのみで、それを証明する資料の添付は求めている。資格要件は、本事業を適切に遂行し、利用者が安心して支援を受けるための重要な事項であるから、本市においては、申請書に加えて資格証等の書類の提出を求めることで、申請者が支援員としての要件を確実に満たしていることを確認すべきである。	指摘	令和6年4月に要綱を改正し、支援員登録時の申請書類に、資格等を証明する資料の添付を義務づけ、申請者が支援員としての資要件を満たしていることを確認するよう改めました。

ページ	部局名	課名	指摘事項及び意見の内容	区分	措置内容／意見に対する見解等
339	子ども未来部	家庭子ども相談課	第4章 各論 4. 母子・寡婦・父子福祉 I 母子・寡婦・父子福祉 7 ひとり親支援事業 (意見65)利用手続きのホームページへの掲載 ひとり親家庭日常生活支援事業について、利用を希望する者は、あらかじめ母子寡婦福祉会に登録申請書と必要書類を提出して利用登録を行なっておく必要があるが(要綱5条)、市のホームページ上及び委託先である母子寡婦福祉会のホームページ上いずれも、登録に関する具体的な記載がなく、その内容や登録時に必要な登録申請書を取得するためには母子寡婦福祉会に電話で問い合わせる必要がある。 市や福祉会のホームページ上で登録手続きについての流れを掲載する、登録申請書のダウンロードを可能とする等、支援を必要とする者にとって利用のハードルが高くないような方法を検討すべきである。	意見	市の公式ホームページに、事業の案内チラシと、登録申請書の様式について掲載いたしました(R6.8月)。引き続き、事業の周知を図るとともに、支援を必要とする方が利用しやすいよう工夫してまいります。
340	子ども未来部	家庭子ども相談課	第4章 各論 4. 母子・寡婦・父子福祉 I 母子・寡婦・父子福祉 7 ひとり親支援事業 (意見66)支援員派遣の申請手段 ひとり親家庭日常生活支援事業について、利用登録者が支援員の派遣を希望する場合、支援員派遣申請書を母子寡婦福祉会に提出する必要がある(要綱7条)。 本事業は、事前に予測できない事情により支援を一時的に必要とする者の利用も想定しているのであるから、電話やメール等での派遣申請を可能とし、必要な際に利用しやすい制度とすべきである。	意見	支援員派遣申請書の提出については、電話で必要な情報を聞き取りした上で、メール等でも受け付けています。また、登録申請や登録情報の変更についても、郵送やメールでも対応しています。引き続き、利用者に負担がかからず、利用しやすい制度となるよう、手続きや運用について工夫してまいります。
350	子ども未来部	家庭子ども相談課	第4章 各論 4. 母子・寡婦・父子福祉 I 母子・寡婦・父子福祉 9 ひとり親家庭等の子どもの育み支援事業 (意見68)実施報告書及び仕様書の改訂 本事業の実施体制については、受託者との委託契約上、①事業の実施場所に管理者と、支援員3名以上を配置すること、②派遣サービスにおいては支援員2名で行い、訪問対象世帯の児童と同性の支援員1名以上で構成すること、③支援員は必要な研修を行うこと等が定められているが(契約書別紙仕様書)、毎月の実施報告書上、上記実施体制が順守されているかどうか明らかでない。 例えば、実施報告書には実施日毎の利用児童・生徒数とその情報(氏名、校区及び学年)の記載はあるが、責任者・支援員については従事した者の人数が記載されているだけであり、管理者が配置されているか、支援員が研修を受けているか、派遣サービスにおいて児童と同性の支援員が含まれているかの記載がない。 また、受託者が実施すべき支援内容には、相談支援・学習支援・食事支援・生活支援があり、このうち相談支援については、関係機関と連携し適切な対応を図るとともに必要な記録を行うこと、食事支援については、定期的に調理実習を実施すること等の定めがある。しかし、毎月の実施報告上、特筆すべき相談があったかどうか、調理実習が行われたのか等の確認ができない。 実施報告は、委託者が受託者の業務が契約に沿って適切に行われているかどうかを確認し、委託料の相当性を審査するためのものであるから、報告書には、従事した支援員の名簿や研修の実施状況・支援内容についても記載することを求めるべきであり、その旨を仕様書上にも明記すべきである。	意見	ご意見を受け、受託者と協議を行い、月次報告書に従事した支援員の記載欄を設け、管理者の配置や派遣サービスで児童と同性の支援員を1名以上派遣していること等を確認することとしました。(R6.9月報告分より) また、年度当初に支援者名簿の提出を求めるよう運用を改めるとともに、支援員の研修や支援内容等について毎月の定例会及び実績報告で確認するなど、業務の履行確認を徹底してまいります。

ページ	部局名	課名	指摘事項及び意見の内容	区分	措置内容／意見に対する見解等
351	子ども未来部	家庭子ども相談課	第4章 各論 4. 母子・寡婦・父子福祉 I 母子・寡婦・父子福祉 9 ひとり親家庭等の子どもの育み支援事業 (意見69) 支援員配置の過多、配置見直し 毎月の実施報告書によると、拠点サービスにおいて利用児童・生徒数と支援員の数が同数、もしくは支援員の数が多い日や、派遣サービスにおいて利用児童数がないにも関わらず支援員が出動している日が散見されたが、そのような体制となった事情・理由は明記されていない。利用児童・生徒数に対する支援者の数が必要以上に多い場合、その分の人件費は不要な支出になってしまうので、是正が必要である。 従って、報告書において、支援者を多く配置する必要があった理由を明記させ、正当な理由なく必要以上の人員を配置しているような場合は、是正を求めるべきである。	意見	利用児童が少ないときの支援員の業務については、事業に関連する準備や事務作業等を実施されています。なお、ご意見を受け、受託者と協議を行い、月次報告書に業務内容を記載し、適切に業務を履行していることを確認するよう改めました。(R6.9月報告分より)
361	子ども未来部	こども子育てサポートセンター	第4章 各論 5. 母子保健 I 母子保健 1 母子保健事業 (指摘7) 派遣者や実施内容の確認の徹底 業務委託契約書において、1回の出務ごとに報告書を提出し、出務した日の翌月10日までに、報告書を提出しなければならないとして、報告書の提出が求められている。 これを受けて、ツインズクラブから1回の出務ごとに「実施報告書」が速やかに提出されている。一方で、「実施報告書」の提出が多胎児サークルであるツインズクラブ代表者の確認前に提出されているケースがあった。 市へ「実施報告書」を提出する前に、代表者は派遣者が実施した業務内容が適切を確認することが必要である。ツインズクラブの代表者が、実施した支援内容及び実施結果を確認し、委託仕様書通りの内容かどうか確認するとともに、派遣者が研修等を受けた多胎児経験者かどうかの確認も重要となる。 ここで、委託仕様書において、当事業に派遣される多胎児経験者に向けた研修の実施もツインズクラブへ委託している。「母子保健医療対策総合支援事業の実施について(厚生労働省雇用均等・児童家庭局長)雇児発第0823001号」(子発0603第3号令和4年6月3日別添3※参照1)において、多胎妊産婦サポーター等事業の実施担当者は、多胎妊産婦等への支援に際して必要な知識等を修得させるための研修を受けている等必要な知識・経験を有することが求められているためである。 この点、ツインズクラブが実施した研修の「実施報告書」には参加者のリストが添付されていないため、市の方で、派遣者が研修を受けた多胎児育児経験者か判別できない。 このため、下記局長通知が求めている「派遣者が研修を受けた等適切な者か」を代表者が確認することが重要である。	指摘	ご指摘を受け、実績報告書の提出は代表者の確認後に提出していただいております。 また、研修についても参加者が分かるようにご報告いただき、多胎児育児経験者かどうかの確認を行っております。

ページ	部局名	課名	指摘事項及び意見の内容	区分	措置内容／意見に対する見解等
362	子ども未来部	こども子育てサポートセンター	第4章 各論 5. 母子保健 I 母子保健 1 母子保健事業 (意見70)事業委託先と市との業務内容確認の協議について 当事業では、行政と医療機関、当事者団体の三者で多胎児家庭を支援することが可能となっている。ツインズクラブは法人格を有しない任意団体であり組織的な運営の面で代表者に負担が重くなる。このため、市はツインズクラブが活動しやすいようにサポートできる点はサポートすることが重要である。例えば、指摘7で述べた派遣者が研修を受けている等必要な知識・経験を有するもの者かどうかは、ツインズクラブが実施した研修の「実施報告書」に参加者のリストを提出させ、市の方で、派遣が終わった後の「実施報告書」で当該派遣されたメンバーが研修受講者であるかどうか確認するなど、委託先と市で、いつ、だれが、どのように確認を実施するかなど業務内容の確認について協議することが望ましい。	意見	ご意見にあるように、実施報告書で受講者をご報告いただき、派遣されたメンバーが研修受講者であるかどうか書類上で確認するように改善しております。
365	子ども未来部	こども子育てサポートセンター	第4章 各論 5. 母子保健 I 母子保健 1 母子保健事業 (意見71)育児用品配布品の在庫管理における棚卸差額(棚卸実施結果数と管理簿の在庫数と比較した棚卸差異数)の記録について 妊産婦訪問の支援を受け入れやすくするために新生児衣服、肌着、液体ミルク、哺乳瓶等育児用品の配布を行っている。 納品・検収確認は、こども子育てサポートセンターで実施し、各育児用品の保管は、こども子育てサポートセンターと各保健センター5箇所(南部、田主丸、北野、城島、三瀨)の合計6カ所で行っている。 在庫管理は、まとめてこども子育てサポートセンターが実施しており、具体的には、年度末3月末ころに各保健センターから在庫数の報告を受け、前年度在庫数+当年度購入数-当年度の配布実績数=管理簿上の在庫数と実地棚卸で数えた実在庫数をチェックし、各保健センターとこども子育てサポートセンターで存在する管理簿上の在庫数が実際に存在するかどうかの確認を実施している。 現在、こども子育てサポートセンターが実施している管理簿には、実地棚卸結果数が記載されていない。しかし、実地棚卸数を記録し、実地棚卸結果の実在個数と管理簿の在庫数の差額である棚卸差異数を記載し差異が生じた際は差異分析をすることが望ましい。 保管場所が複数か所にまたがり、また持ち出し易い物品等の在庫管理にあたっては、こども子育てサポートセンターが実地棚卸結果数と管理簿の在庫数との差異の数量を記録することで盗難、不要な持ち出し品がないかどうかの内部牽制に繋がり、在庫管理が徹底されると考える。	意見	管理簿の項目に実地棚卸結果の実在個数及び棚卸差異数を追加しました。今後は管理簿の在庫数と実地棚卸結果の実在個数、またそれらの差異数を記載し、差異が生じた時は分析を行うこととしています。